

経済財政運営と改革の基本方針 2019
(令和元年6月21日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第1章 現下の日本経済

1. 内外の経済動向と今後の課題

(1) 日本経済の現状と課題

第2次安倍内閣が発足した2012年当時、我が国は、経済の低迷やデフレに苦しみ、成長力の低下やグローバル競争の激化をはじめ、その取り巻く経済環境の厳しさが増す中で、国民の間では、閉塞感や先行きの不透明感が強まる状況に陥っていた。このため、まずは経済再生を最優先の政策課題に据え、アベノミクスを強力に推進し広く展開することにより、こうした局面を打開することに成功した。

現在の我が国経済は、デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達した。国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も、大きく改善している。雇用面では、生産年齢人口がこの6年間で約500万人減少する中にもあっても、女性・高齢者の労働参加により就業者が約380万人増加した。また、過去最高水準の企業収益が続く中、最低賃金は2016年度以降3年連続で3%程度の引上げを実現したほか、春季労使交渉では中小企業を含め2%程度の高い賃金上昇が続くなど、着実かつ継続的な賃上げが実現している。

アベノミクスの成果は地域にも波及し、統計を取り始めて以来初めて有効求人倍率は全都道府県で1倍を超える状態が続くとともに、2000年代半ばの景気回復期と比べて、全国的に景況感が改善する中で地域間のばらつきも小さくなっている。さらに、地方圏の地価がバブル崩壊後初めて上昇に転じるなど、地方における経済の好循環の前向きな動きが生まれ始めている。

一方で、中国経済の減速等を背景に輸出や生産が弱含んでおり、先行きについても、米中貿易摩擦の激化など通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなどの下方リスクにはしっかり目配りする必要がある。

財政面では、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあるものの、国・地方の税収は景気回復の継続等により過去最高となり、国・地方の基礎的財政収支（以下「PB」という。）の対GDP比は、2012年度の▲5.5%から2018年度には▲2.8%に縮小する見込みである。また、新経済・財政再生計画（2019～25年度）を定め、団塊の世代が75歳に入り始める2022年までの3年間で「基盤強化期間」（2019～21年度）と位置付け、令和元年度予算から目安に沿った予算編成を行うなど、引き続き経済再生と財政健全化に着実に取り組むこととされた。

2019年10月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する

安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税率の8%から10%への引上げを予定している。今回は、前回2014年4月の引上げ後に景気の回復力が弱まったという経験を十分にいかし、需要変動の平準化に万全を期すこととしている。すなわち、教育無償化や社会保障の充実、軽減税率制度の実施により、今回の引上げによる経済への影響を2兆円程度に抑制する。加えて、予算面では、臨時・特別の措置として、令和元年度当初予算において、2兆円程度、税制面では0.3兆円程度、合わせて2.3兆円程度という十二分な規模の措置を盛り込んだところであり、これらの適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むこととしている。

中長期の課題に目を転ずれば、平成から令和の時代に引き継がれた課題が多いことは、否めない。人口減少・少子高齢化の進行、第4次産業革命の到来、生産性と成長力の伸び悩み、世界的なデジタル化の流れ、通商問題・保護主義の台頭、エネルギー・環境制約の高まり、地方経済の活性化、大規模自然災害の頻発、社会保障と財政の持続可能性など、我が国が直面する大きな変化や喫緊の課題は、枚挙に暇がない。特に、これまで世界的にも経験したことがない、人口減少や少子高齢化の急速な進展は、我が国経済が直面する最大の壁となっている。

(中略)

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

(中略)

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

一人一人の人材の質を高めるとともに、人生100年時代に向けて誰もが生きがいを感じてその能力を思う存分に発揮できる社会を構築するため、「人づくり革命」と「働き方改革」を推進する。また、Society 5.0時代のニーズに合わせて、従来の型にはまった教育システムを複線型に転換するなど、多様性を追求できる仕組みに改革する。あわせて、成長と分配の好循環を継続・拡大させるため、就職氷河期世代の人々が安定的に就労するなど社会への参画機会を拡大する仕組みを構築するとともに、最低賃金の上昇を実現する。

(中略)

(3) 所得向上策の推進

(中略)

② 最低賃金の引上げ

経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り

組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法¹に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析²をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。

(中略)

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

1. 新経済・財政再生計画の着実な推進

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、新経済・財政再生計画を着実に推進する。海外発の下方リスクがみられる中、デフレ脱却・経済再生最優先との安倍内閣の経済政策の基本方針を堅持し、成長と分配の好循環を持続・拡大させることが不可欠である。

このためには、新経済・財政再生計画の着実な推進を通じて、デフレ脱却・経済再生の取組の強化と同時に、歳出改革や歳入改革に当たっても経済再生に寄与する改革とすることが重要である。具体的には、①社会保障改革による保険料負担の伸びの抑制・労働参加の促進、②人的投資をはじめとする民間投資の喚起、③規制・制度改革を通じた公的分野への民間参入・官民連携を併せて実現していく。特に、パラダイムシフトの鍵となる Society 5.0 実現の加速に向けて、徹底したデジタル化をはじめ次世代型行政サービスの構築に早期に取り組むことにより、新たな民間投資やサービスの呼び水とするとともに、中長期的な成長基盤を強化する。

①については、引き続き、企業の生産性の向上や賃上げに向けた財政的なインセンティブ等を通じて賃上げの流れが確実に継続するよう促すとともに、引き続き、経済成長率の引上げや中小企業・小規模事業者を中心とする生産性の底上げを支援しつつ、最低賃金の力強い上昇を実現していく。新経済・財政再生計画に基づき、医療・介護改革を着実に推進し社会保険料負担の伸びを抑制するほか、年金改革等を通じてより多くの国民の労働参加を促すこと等により、可処分所得の継続的な拡大を実現する。これらの取組により、可処分所得の増大と将来の安心の確保を通じて消費を拡大する。マイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康づくり支援等の実効性が高まるよう、マイキー

¹ 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）。

² 業種業態別、地域別の実態分析を含む。

プラットフォームの早期かつ広範な普及を進める。

②については、財政の利活用や制度改革等により、Society 5.0 時代に向けた人的投資を一層喚起する。このため、メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態³への転換、より効率的で成果が的確に評価される働き方、労働移動の円滑化等を含め、今後、フェーズⅡの働き方改革に向けて必要な制度改革や仕組みづくりに取り組む。企業による従業員への人的投資や教育機関による適切なカリキュラムの提供等を支援する。企業における人的投資の活性化・見える化に向けて、機関投資家等と関係省庁が連携し、人的資本の非財務情報の活用の在り方について検討を進める。また、人的投資に関する開示の状況について調査し、好事例の収集・公表等を通じて、企業における開示の充実を促進する。政府事業・制度等の一層のイノベーション化等を通じ官民を挙げて研究開発を推進するとともに、大学・研究機関等における人的資本をより高め、産学連携を通じてより多面的な活用を図る。

③については、規制・制度改革を通じた公的分野への民間参入・官民連携を促進し、民需中心に継続的に需要拡大するとともに財政の効率化と質の向上を併せて実現していく。このため、次世代型行政サービスへの改革を推進するとともに、予防・健康づくりやデータヘルスの取組、PPP/PFIなどの公的サービスの産業化の取組を加速・拡大し、公的サービスに付随する投資や新たなサービスの創出を促進する。また、既存資源・資本の有効活用等により、必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現する。

(中略)

第4章 当面の経済財政運営と令和2年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

(1) 消費税率引上げへの対応

政府は、2019年10月1日の消費税率10%への引上げに当たり、下記の各措置や防災・減災、国土強靱化を含めた2019年度の臨時・特別の措置等の適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組む。

① 駆け込み・反動減の平準化

消費税率引上げの前後において、事業者のそれぞれの判断によって柔軟な価格設定が行われるよう、諸外国の例等を踏まえ整備した「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」⁴の周知を進める。

³ 職務や勤務場所、勤務時間が限定された働き方等を選択できる雇用形態。

⁴ 「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」(平成30年11月28日内閣官房・公正取引委員会・消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁)。

同時に、下請などの中小企業・小規模事業者に対する消費税の転嫁拒否等が行われな
いよう、転嫁拒否等に対する監視、取締りや、事業者等に対する指導、周知徹底等に努
め、万全の転嫁対策を講ずる。

キャッシュレス・消費者還元事業⁵、プレミアム付商品券事業⁶、耐久消費財（自動車・
住宅）に係る税制・予算措置により、消費税率引上げ前後の需要変動を平準化し、消費
を喚起・支えする。これらの措置についても、事業者に混乱が生じないよう、また、
消費者が安心して購買できるよう、周知・広報を強力に実施する。

（中略）

（2）当面の経済財政運営

政府は、成長を持続し、経済再生と財政健全化の好循環を実現していくため、Society
5.0 の実現や適切な物的・人的投資の一層の喚起等によって、潜在成長率を引き上げ、
成長力の強化を進める。賃上げなど所得向上に向けた取組や地方での好循環の前向きな
流れを確実にする取組等を通じて、成長と分配の好循環の拡大を目指す。全世代型社会
保障の推進や国の財政の持続可能性を見据えた取組等によって、将来に対する不安に対
応する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定の目標の下、金
融緩和を推進し、目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

（以下、略）

⁵ 2019年10月からオリンピック・パラリンピック前の2020年6月までの9か月間に限定し、中小・小規模事業者等に
おいて消費者がキャッシュレス決済を行う場合、5%（又は2%）ポイント還元により支援（いわゆる「ポイント還
元事業」）。

⁶ 住民税非課税者及び3歳未満の小さな乳幼児のいる子育て世帯に対し、2019年10月から2020年3月までの間で使用
できるプレミアム付商品券を発行・販売（1人当たり2万5千円まで（プレミアム額5千円））。

Faint, illegible text at the top of the page, possibly bleed-through from the reverse side.

Second block of faint, illegible text in the middle of the page.

Faint, illegible text at the bottom of the page.